

潜水装置規則

規則

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 2 月 15 日 規則 第 16 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 2 月 7 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2018 年 2 月 15 日 規則 第 16 号
潜水装置規則の一部を改正する規則

「潜水装置規則」の一部を次のように改正する。

2 章 潜水装置の検査

2.1 一般

2.1.1 検査の種類

(2)を次のように改める。

検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 登録するための検査（以下、本規則において「登録検査」という。）
- (2) 登録を維持するための検査（以下、本規則において「維持検査」という。）
維持検査の種類は次のとおりとする。
 - (a) 定期検査
 - (b) 年次検査
 - (c) 臨時検査
 - (d) 不定期検査

2.1.2 検査の時期

(2)を次のように改める。

検査の実施時期は、次の(1)又は(2)の規定による。

- (1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。
- (2) 維持検査は、次の(a)から~~(c)~~(d)に掲げる時期に行う。
(a)から(c)は省略
(d) 不定期検査は、船級の登録を受けた装置が、規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運航が行われていることに疑いがある場合であって、本会が検査により装置の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

2.3 維持検査

2.3.3 として次の 1 条を加える。

2.3.3 不定期検査

不定期検査では、おのおの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。

附 則

1. この規則は、2018 年 2 月 15 日から施行する。